別記様式第10（その１）(裏面)

注意事項

1　この証は、特例一時金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから表面に書かれている受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。

2　特例一時金に相当する退職手当を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて管轄公共職業安定所に提出すること。

3　特例一時金に相当する退職手当の支給日は、原則として失業の認定日と同一の日である。

4　偽りその他不正の行為によつて特例一時金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。

5　氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出すること。